

運営規程

【事業の目的】

第1条 株式会社神戸介護ケアウイングが開設する、指定認知症対応型共同生活介護事業（以下、介護予防も含み、「事業所」という）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所に従事する職員が認知症対応型共同生活介護を必要とする要介護認定を受けた認知症の状態にある高齢者に対し、適切な認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

【事業の名称】

第2条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 グループホームケアウイング弓の木
- (2) 所在地 神戸市灘区弓木町2丁目2番19号

【グループホーム理念】

第3条 グループホームケアウイング弓の木は下記の理念に基づき運営を行う

1. 社会性・グループホームの生活を通じ、利用者の心安らぐ価値を創造し、そこに集う老人の豊かで健やかなQOLの向上に貢献する
2. 人間性・グループホームの繁栄を通じ、利用者や職員の幸福を追い求め、人間中心のグループホーム運営を実現する
3. 科学性・社会の要求に豊かな発想で応え、知識、技術、心を持って利用者とその家族の満足と信頼を得る

【運営の方針】

第4条 事業実施に当たっては介護保険法並びに関係する厚生労働省令、公示の趣旨、内容を遵守する。

(2) 事業の運営に当たっては要介護者、要支援者であって認知症の状態にあるものについて、家庭的な環境の中でスタッフと共同生活を送り、利用者がその有する能力に応じ、ゆったりとした尊厳のある日常生活を営むことが出来るように支援する。

【職員の職種、員数及び業務の内容】

第5条 事業所に勤務する職種、員数、業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は従業者の管理及び業務に関する管理を一元的に行う。

- (2) 計画作成担当者 2名（常勤兼務）

それぞれの利用者の状況に応じた認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

- (3) 介護従事者 18名（常勤及び非常勤）

介護従事者は、認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。利用者が認知症を有するものであるから、介護に対する知識、経験を有する者であることを原則とする。なお、これ以外の従業者であっても研修の機会を設け資質の向上を図るものとする。

【利用定員】

第6条 利用定員は2ユニット18人とし1ユニット9人とする。

【認知症対応型共同生活介護の内容】

第7条 認知症対応型共同生活介護は利用者が共同生活を行なう上で自らが役割を持つことにより生き甲斐や達成感、満足感を得ることで自信を回復できる様に生活の場で見守りを中心とした支援内容を次のとおりとする。

- (1) 利用者の心身の状態に応じた日常生活上の世話
- (2) 利用者の趣味嗜好に応じた活動の支援
- (3) 眠っている能力を引き出し機能低下を防ぐ支援
- (4) 利用者が日常生活を営む上で必要な相談等の援助
- (5) 口腔介護を推進し食べる喜びから生き甲斐が持てる支援
- (6) 利用者が必要とする手続きなどについて、利用者又はその家族が行うことが困難な場合はその都度、そのものの同意を得た上で代行する。
- (7) 利用者とその家族に対して交流が出来る機会を増やし、行事への参加や会報の送付、面会時間などの便宜を図り理解と信頼を得るように努める。
- (8) 介護計画の作成、実施に当たっては、いたずらにこれを利用者に強制することがないように留意する。

【利用料とその他の費用の額】

第8条 事業所が提供する認知症対応型共同生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該認知症対応型共同生活介護が法定受領サービスである場合は利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- (2) その他の費用の額は認知症対応型共同生活介護料金表の別紙に掲げる料金の支払いを受ける。
- (3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、当該サービスの内容、費用についてはあらかじめ利用者又はその家族に文書で説明を行い、支払いに同意することを文書に署名（記名捺印）を受けるものとする。

【入居、退居に当たっての留意事項】

第9条 入居に当たっては認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者、要支援者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たすものとする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - ② 入居に際しては、主治医の診断書を提出すること。
 - ③ 自分を傷つけたり、けんか、口論等他人に迷惑をかけないこと。
 - ④ 常時、医療機関において治療をする必要がないこと。
- (2) 入居後、利用者に状態が変化し、前項に該当しなくなった場合には退居してもらう場合がある。
 - (3) 退居にあたっては、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、介護の継続性に配慮し、他のサービス提供機関と協議し、退居に必要な援助を行なう。
 - (4) 入退居の記録は認知症対応型共同生活介護の提供を受けていたことの確認が出来るように、入居に際しては入居の年月日及び入居している事業所の名称、退居に際しては退去の年月日を利用者の保険証に記載する。

【緊急時などにおける対応】

第10条 従業者は、利用者に緊急事態が生じたときは、直ちに管理者に報告すると共に、速やかに主治医、家族に連絡するなどの措置を講ずると共にその間必要に応じて適切な処置を講じなければならない。

- (2) 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なう。また、防災管理については責任者を定め定期的に訓練を行なう。

【虐待防止のための措置に関する事項】

第 11 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針を整備する。
- ③ 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④ 前(3)号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(入居者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

【身体拘束等の禁止】

第 12 条 職員は、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)

を行わない。但し、当該入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 前項の規程による身体拘束等を行う場合には、あらかじめ入居者家族に、入居者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体拘束等の態様及び目的、身体拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文章で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行う事ができる。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

- (4) 前各項の規程による身体拘束等を行う場合には、職員により検討会議等を行う。

また、経過観察記録を整備する。

- (5) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回開催し、その結果について職員に周知徹底を図る。

【感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策】

第 13 条 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。

- ① 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員へ周知徹底を図る。
- ② 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的実施する。

【その他運営についての留意点】

第14条 その他、運営に当たっては以下の事項に留意しなければならない。

- (1) 事業所は職員の研修の機会を設け、介護業務の品質の向上を図る。
- (2) 従業者は業務上、知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業者であった者が従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべく旨を従業者との雇用条約の内容とする。
- (4) 認知症対応型共同生活介護に対する利用者やその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する。
- (5) 利用者の使用する什器、備品の衛生的管理に努め、または衛生上必要な措置を講じる。
- (6) 会計区分は指定認知症対応型共同生活介護の事業とその他の事業会計との区分する。
- (7) サービス内容を適切な基準による評価を行い、その結果を公表する。
- (8) 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。
- (9) 厚生労働省及び、神戸市の指針に基づき、地域密着型サービス事業の適正な運営の確保とサービスの質の向上に寄与する事を目的とし、運営推進会議を設置する。
- (10) サービス提供の記録については、当社にて5年間保管する。
- (11) この規定に定める事項以外、運営に関する事項は法人代表者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

【付則】

この規定は平成21年3月1日から施行する。

平成27年8月1日 改定

令和7年1月1日 改定